

是正請求事案（是正請求制度運用状況の公表に関する是正請求（秘書広報課・総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成31(2019)年4月5日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

是正請求制度運用状況の公表に関する是正請求（秘書広報課・総務課）事案

2 答申日

平成31(2019)年4月4日

3 審査会の結論

是正請求制度の運用状況の公表について見直し、その改善を行うことを求める。

4 是正請求の趣旨及び理由

地区懇談会において、広報紙での「是正請求制度運用状況」の改善を約束しながら、全くそれが見られない。

何を是正請求したのか。それに対する弁明と反論。そして審理員の意見、是正請求審査会の答申が、市民の目にもっと触れるように情報公開すべきである。広報でそれを実現するのが無理だとすれば、他地域のように冊子を公刊すべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

これまでに提出された当該是正請求人からの是正請求の中には、「広報たじみの

記事について、もっと市民に分かりやすく、もっと市民が読みたくなるような、もっと市民と共に市政について考える広報たじみにするための検討をしてもらいたい。」、また、「オンブズマン制度のある他の自治体で行われているように、多治見市でも是正請求制度に関し、是正請求書、弁明書、反論書、答申を掲載した報告書や制度に関するリーフレットを作成すべきである。」というものがあつた。審査会においては、いずれの請求も広報についてその改善を求める意見・要望であり、どのような広報を行うかは市長の裁量に属する事項であるため、是正請求手続条例第24条第1項第3号に規定する市民の権利利益及び市政の適正な運営に対する影響の程度その他当該事案の性質を勘案した結果、審査会への諮問を要しない事案と判断した。

また、是正請求制度に関する公表について、是正請求手続条例第37条は、答申の内容の公表を規定し、同条例施行規則第22条は、答申の内容の公表は、答申書の要旨を公告式条例による告示、窓口での閲覧、ホームページへの掲載を定めている。そして、同条例第38条では、運用状況の公表を規定し、同条例施行規則第23条は、運用状況の公表は、公告式条例による告示、広報紙、ホームページへの掲載を定めている。したがって、是正請求制度に関する公表は、是正請求手続条例及び同条例施行規則に基づいて行われているため、違法とまでは言えない。

しかし、平成29年に開催された地区懇談会において、是正請求制度の運用状況についてより詳細な内容を広報紙に記載することを求める是正請求人の質問に対し、市民が是正請求制度への理解をより深めることができるように、この制度の運用を掲載する記事の作成に努めるとの回答が行われたという事実がある。現在の運用状況の公表方法は、先に述べたように、形式的には是正請求手続条例及び同条例施行規則に違反するものではない。また、この公表を含む広報をどのように行うかは、市長の裁量に委ねられている。しかし、市長自身の広報に関する裁量権行使のあり方としては、前述の回答が行われているという事実を勘案するならば、例えば運用状況の公表に関する何らかの改善が、当該回答以降、検討され見直されることが必要であった。

実際、昨年度市では、この市長回答を受けて検討が行われているが、紙面及び財政上の制約から見直しや改善は行われなかった。広報に関する市長の裁量権行使の方向性が明らかとなっている現在、是正請求制度の運用状況の公表について見直し、

その改善を行うことを求める。

6 審査会の附帯意見

審査会においては、本件の審査に際して、オンブズマン制度を有する全国の地方自治体における運用状況及び国の行政不服審査制度に関する運用状況の公表方法について資料を収集し、本市の公表方法との異同について調査した。その結果、各自治体及び国における運用状況の公表方法には、多種多様なものがあるとはいえ、市長が回答で述べた「市民が是正請求制度への理解をより深めることができるように」という観点からみて、優れた事例も多く存在することが判明した。したがって、これらの先進事例も参考にして、市民の是正請求制度への理解を深め、この制度を活用しやすくすることを目指して、市においても、是正請求制度の運用状況に関する公表を含むこの制度に関する広報のあり方を見直し、改善することを要望する。